

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.1】

担当部局	住宅局
事前評価票の 施策等名	マンションの建替えの円滑化に係る制度の拡充
評価結果に基づく 措置	<p>(1)マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正案を国会に提出した。(平成14年11月)</p> <p>(2) マンション建替事業に係る税制の特例措置の拡充を要望した。(平成14年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接敷地を含めたマンション建替事業に伴い隣接敷地について権利を失う者等に拡充 <p>(3)マンションの建替えを支援する助成措置等を講ずるため、以下の拡充を要望した。</p> <p>補助制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良建築物等整備事業(マンション建替えタイプ)の要件緩和(平成14年8月) ・ 都市再生住宅制度の要件緩和(平成14年8月) <p>住宅金融公庫の都市居住再生融資の要件緩和(平成14年8月)</p>
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「1.魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会」の実現に資する施策であると判断 ・ 都市再生の推進の観点から、緊急性が高いと判断
現状と今後の予定	<p>(1)マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正法案が成立し(平成14年12月)、平成15年6月1日から施行された。</p> <p>(2)マンション建替事業に係る税制の特例措置の拡充が図られた。(平成15年4月)</p> <p>(3)マンションの建替えを支援する助成措置等を講ずるため、以下の拡充が認められた。</p> <p>助制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良建築物等整備事業(マンション建替えタイプ)の要件緩和(平成15年4月)【平成15年度予算額：優良建築物等整備事業費125億円の内数】 ・ 都市再生住宅制度の要件緩和(平成15年4月)【平成15年度予算額：住宅市街地整備総合支援事業費542億円の内数】 <p>住宅金融公庫の都市居住再生融資の要件緩和(平成15年4月)</p>
その他特記事項	平成15年1月の「住宅局関係予算概要」における「新重点4分野」のうち、「1.魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会」に位置づけられている。

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.2】

担当部局	住宅局
事前評価票の 施策等名	住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例措置の大幅な拡充
評価結果に基づく 措置	住宅取得資金の贈与を受けた場合に係る贈与税の特例措置を拡充する税制 改正要望を行った（平成14年8月）。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題への対応」 のうち「経済の活性化（デフレの反転、民需の自律的拡大に向けて）」に資 する施策であると判断。
現状と今後の予定	住宅取得資金の贈与を受けた場合に係る贈与税の特例措置について以下の 通り拡充が認められた。 （1）住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の創設（H17.3.31ま で） 一般の非課税枠 2500 万円に 1000 万円上乘せし、3500 万円まで贈 与税を非課税とする。 贈与者（親）の年齢が65歳未満である場合についても適用可能 とする。 （2）住宅取得資金等の贈与に係る贈与税額の計算の特例措置については、 経過措置として存置する（H17.3.31 まで）。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.3】

担当部局	総合政策局
事前評価票の 施策等名	ITを活用した観光ポータルサイトの整備
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> 観光ポータルサイトの整備のために平成15年度予算要求を行った。 (平成14年8月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興に関する副大臣会議報告書(平成14年7月4日)の提言5「観光振興に関する関係府省の施策の連携連携・協力の推進」の1.に「観光振興のため関係施策・情報のデータベースを整理し、上記の施策を関係府省は連携・協力して実施する。」とされたため、緊急的にポータルサイトを整備することが必要と判断。 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議(平成14年6月28日衆議院国土交通委員会)(参議院同趣旨)において、政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきであるとされ、その5において「ホテル、旅館、病院、老人ホームなど、宿泊や治療、療養等の滞在型用途に用いられる居室については、その一定の割合のバリアフリー対応が可能となるよう、適切な設計事例や設計方法の周知、利用者に対する情報の提供など必要な措置を講ずること。」とされたため、高齢者・障害者等の旅行環境の整備に資する本ポータルサイトの整備が必要と判断。 平成14年11月「改革加速プログラム」における「創業・新規開業の支援等」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 観光ポータルサイト整備のための補正予算が認められた。 【平成14年度補正予算額：1億円(情報処理業務庁費)】
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> グローバル観光戦略(平成14年12月24日) 観光立国懇談会報告書(平成15年4月24日)

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.4】

担当部局	国土計画局
事前評価票の 施策等名	業務核都市の整備による首都圏の都市再生
評価結果に基づく 措置	業務核都市において整備される中核的民間施設について、法人税、事業所税及び特別土地保有税の特例措置の対象を拡充(適用対象となる第三セクター要件の撤廃)する税制改正要望を行った。(平成14年8月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが必要と判断。</p> <p>平成14年7月に首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(工場等制限法)が廃止されたことから、大都市中心部における人口及び諸機能の過度な集中の改善のため、業務核都市の一層の整備が必要と判断。</p> <p>制度制定以来、業務核都市はその拠点性を高めてきているものの、業務核都市の一部の地域において、近年の経済状況により、第三セクターや民間企業等による中核的民間施設の整備に遅れが見られ、緊急に措置を講じることが必要と判断。</p>
現状と今後の予定	業務核都市において整備される中核的民間施設について、特別土地保有税の特例措置の対象が拡充(第三セクター要件の撤廃)された(平成15年3月)
その他特記事項	

措置状況報告票 (政策アセスメント)【No.5】

担当部局	土地・水資源局
事前評価票の 施策等名	土地の流動化・有効利用のための土地税制の抜本的見直し
評価結果に基づく 措置	<p>以下の税制改正要望を行った(平成14年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物に係る流通課税の大幅な負担軽減等の抜本的見直し ・特別土地保有税の廃止又は課税停止 ・大都市の商業地等を中心とする土地等に係る固定資産税等の負担軽減 ・個人の土地長期譲渡所得に係る税率の引下げなど土地譲渡益課税制度の再構築
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>バブル崩壊以後、不動産市場は実需中心の市場へと構造変化しており、右肩上がりの地価上昇と土地の資産としての有利性を前提とした現行の土地税制を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>また、平成15年度国土交通省重点施策として、「当面する課題」のうち「経済の活性化」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断した。</p> <p>現下の厳しい経済情勢の中、資産デフレが進行し、不動産に対する深刻な需要不足から不良債権問題が深刻化しており、それらに早急に対応する必要がある。</p>
現状と今後の予定	<p>平成15年度税制改正にあっては、以下の項目について措置されることとされた。(平成15年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税については、恒久措置として、全般的に本則税率を大幅に下げるとともに、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間は、さらに税率を恒久措置の1/2とした ・不動産取得税については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、税率を4%から3%に下げるとともに、土地についての課税標準の特例(1/2)を3年間延長した ・特別土地保有税については、平成15年度以降、当分の間、課税を停止した土地に係る固定資産税のあり方については、平成15年度税制改正大綱(与党三党)において「今後の土地を巡る諸情勢や地方税体系全体のあり方等を踏まえつつ、幅広い観点から、直ちに具体的な検討を進めるものとする」とされた。 <p>今後も引き続き、土地の流動化・有効利用の実現のため、土地税制の抜本的な見直しに向けた要望を行っていく予定。</p> <p>また、深刻な経済情勢の中、資産デフレを克服し、経済の活性化を促すための土地税制のあり方についても併せて検討を行っていく。</p>
その他特記事項	<p>保有課税については、応益負担の原則から、(中略)受益と負担とのバランスが取れるように税負担を抜本的に見直すべきである。流通課税、譲渡所得課税等のその他の税制については、不動産を差別的に取り扱って重い負担を課す前提が崩れている以上、他の資産と同等の税負担となるよう見直す必要がある。」(国土審議会土地政策分科会企画部会中間報告「21世紀の社会・経済に対応した土地税制の構築」(平成14年10月))</p>

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.6】

担当部局	都市・地域整備局
事前評価票の 施策等名	都市再生促進税制（都市再生緊急整備地域における特例措置）の創設
評価結果に基づく 措置	・認定民間都市再生事業に関し、事業者、事業に協力する地権者を中心に税制上の特例措置を講ずるための税制改正要望を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法に対する附帯決議（平成14年3月）において、都市再生緊急整備地域における都市再生事業の実施等に係る必要な税制上の措置について、引き続き検討することとされた。 ・デフレ対策について（平成14年7月 自由民主党デフレ対策特命委員会）において、構造改革に資する産業再編税制（設備廃棄・集約化促進、企業再編促進等）都市再生を支援する税制の検討を進めることとされた。 ・平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」及び「経済活性化」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講ずることが適当と判断。
現状と今後の予定	都市再生の拠点となる都市再生緊急整備地域において国土交通大臣が認定する民間都市再生事業を強力に促進するため、事業者の初期負担の軽減を図るとともに、従前地権者の事業協力の確保を図る観点から、認定事業者、地区内残留者及び地区外転出者に係る所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税について、特例措置の創設が認められた。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.7】

担当部局	都市・地域整備局
事前評価票の 施策等名	民間都市開発事業を推進する新たな統合補助制度の創設
評価結果に基づく 措置	<p>都市再生総合整備事業（総合整備型）を改編し、ハード事業からソフト事業までをパッケージにして総合的に支援する新たな統合補助制度を創設するための予算要求を行った。具体的な内容は下記2点。（平成14年8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において都市・居住環境整備重点地域を定め、都市再生総合整備事業を実施する場合にあっては、地域整備方針を当該重点地域の基本計画とみなすことができる。 ・特定地区において、民間事業者を含む各事業主体が実施する事業を盛り込んだおおむね10ヶ年の都市再生事業計画を地方公共団体等が策定し、国は都市再生事業計画に基づき年度毎に補助金を一括交付する。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>・平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」及び「経済活性化」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断</p>
現状と今後の予定	<p>都市再生総合整備事業（総合整備型）を改編し、新たな統合補助制度を創設することは財務省平成15年度予算内示において認められた。 【平成15年度予算額：約42億円（国費）の内数】</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.8】

担当部局	都市・地域整備局
事前評価票の 施策等名	既存ストックを活用した全国都市再生の推進のためのまちづくり総合支援事業の拡充
評価結果に基づく 措置	<p>空き店舗や歴史的な建造物などの既存建造物を活用した施設整備への支援を明確化するため下記の予算要求を行った。（平成14年8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業メニューに「既存建造物活用事業」を追加する。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>・平成14年4月都市再生本部決定「全国都市再生のための緊急措置」における「全国都市再生への支援」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。</p>
現状と今後の予定	<p>事業メニューに「既存建造物活用事業」を追加することは、財務省平成15年度予算内示において認められた。</p> <p>【平成15年度予算額：730億円（国費）の内数】</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.9】

担当部局	都市・地域整備局
事前評価票の 施策等名	中小市町村における下水道整備支援の拡充
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の根幹的施設について都道府県が代行して施行する都道府県代行制度について、対象市町村の要件を拡大するよう要求した。また下水道事業の補助について、市町村合併の前後で不利益が生じないよう、措置することを要求した。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「主要政策の展開」のうち「地域 魅力と活力にあふれた自立的地域経済社会の形成」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県代行制度の拡充は財務省平成15年度予算内示において認められた。 ・市町村合併にかかる下水道の補助対象範囲にかかる不利益回避措置は平成15年度予算内示において認められた。 【平成15年度予算額：下水道事業費 8,992億円（国費）の内数】
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.10】

担当部局	河川局
事前評価票の 施策等名	消流雪用水導入事業拡大
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、市街地等の都市部における対策であったものに加えて、特に豪雪被害の著しい地域に対応した消流雪用水導入事業の実施を可能とするよう、採択基準を拡充する予算要求を行った。（平成 14 年 8 月）
----- 関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法で指定する特別豪雪地帯において、積雪深が大きく積雪日数が多い地域については、家屋の除雪が道路脇に積まれ、歩道や車道が狭くなり通学路の確保困難や交通渋滞など深刻な社会問題となっており、消流雪用水導入事業の必要性が極めて高いと判断。このような地域での被害状況に対して適切な対策を行うため、従来の市街地に限定されていた事業区域に加えて、豪雪被害の特に著しい地域において、消流雪用水導入事業の実施が可能な制度の整備を図る必要があった。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・消流雪用水導入事業の採択基準の拡充が認められ、特別豪雪地帯の中でも市街地以外の積雪深が大きく積雪日数が多い地域についても事業実施が可能となった。 【平成 15 年度予算額：河川事業費 5,306 億円（国費）の内数】 ・平成 15 年 4 月より当該拡充内容を消流雪用水導入事業実施基準に定めて実施。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.11】

担当部局	住宅局
事前評価票の 施策等名	既存オフィスビル等の住宅への転用
評価結果に基づく 措置	<p>）採光に係る有効面積の算定について、都心部における建築物の立地状況を勘案して、合理的な算定方法を定めた。</p> <p>）既存オフィスビル等の住宅等への転用を推進するため、改修工事の設計施工指針の検討等を行った。</p> <p>）都心部等における高齢者向け優良賃貸住宅への転用について、住宅としての機能確保のための費用を補助対象に追加する要求を行った（平成 14 年度 8 月）。</p> <p>）既存オフィスビル等を市街地住宅に転用するために必要となる経費の一部を補助対象に追加する要求を行った（平成 14 年度 8 月）。</p> <p>）既存オフィスビル等を優良な賃貸住宅として転用した場合について、改良工事費の 30%の特別償却を認める再生賃貸住宅供給促進税制を創設する要望を行った（平成 14 年度 8 月）。</p>
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>・平成 14 年 8 月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断</p>
現状と今後の予定	<p>）住宅の居室の窓等について採光に有効な面積の算定方法を合理化するため、平成 15 年国土交通省告示 303 号を定めた。</p> <p>）既存オフィスビル等を市街地住宅に転用するために必要となる経費の一部を補助対象に追加することが認められた。【平成 15 年度予算額： 673 億円（国費）（住宅市街地整備総合支援事業費の内数）】</p> <p>）既存オフィスビル等を優良な賃貸住宅として転用した場合について、改良工事費の 10%の特別償却を認める再生賃貸住宅供給促進税制を創設した。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票 (政策アセスメント) 【No.12】

担当部局	住宅局
事前評価票の 施策等名	住宅市街地の総合的整備による都市再生の推進
評価結果に基づく 措置	都市再生緊急整備地域等において関連事業の重点的实施や防犯まちづくりにより都市再生の推進を図るため、住宅市街地整備総合支援事業の拡充等の予算要求を行った(平成14年8月)。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>「都市再生基本方針」(平成14年7月閣議決定)において、都市再生緊急整備地域における施策の集中的実施を行う旨、位置付けられているため、緊急的に措置を講じることが適当と判断。</p> <p>第八期住宅建設五箇年計画において、都市居住の推進と地域活性化に資する住宅・住環境の整備を行う旨、位置付けられているため、緊急的に措置を講じることが適当と判断。</p> <p>平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。</p>
現状と今後の予定	<p>都市再生緊急整備地域内で都市・居住環境整備重点地域を定める場合にあっては地域整備方針を当該重点地域の基本計画とすることを内容とする大都市居住環境整備推進制度の拡充が認められた。</p> <p>共同施設整備費の補助対象における監視装置設置費に係る規定の整備等を内容とする住宅市街地整備総合支援事業等の拡充が認められた。</p> <p>【平成15年度予算額：住宅市街地整備総合支援事業費 673 億円(国費)の内数等】</p>
その他特記事項	

措置状況報告票 (政策アセスメント)【No.13】

担当部局	住宅局 都市 地域整備局
事前評価票の 施策等名	密集市街地の緊急整備による安全 安心な都市居住の再生
評価結果に基づく 措置	密集市街地の集中的、連鎖的な整備を行う新制度の創設等の予算要求を行った(平成14年8月)。 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出した(平成15年3月11日閣議決定)。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	都市再生プロジェクト(第三次決定)において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(東京、大阪各々約2,000ha、全国で約8,000ha)を対象に重点整備し、今後10年間で最低限の安全性を確保する旨、位置付けられているため、緊急的に措置を講じることが適当と判断。 第八期住宅建設五箇年計画において、緊急に改善すべき密集住宅市街地の速やかな解消に努める旨、位置付けられているため、緊急的に措置を講じることが適当と判断。 国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか(中間とりまとめ)(平成14年2月、社会資本整備審議会都市計画分科会)等で今回の法改正と同趣旨の内容の提言がされたため、緊急的に措置を講じることが適当と判断。 平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	防災街区整備事業に対する補助制度の創設等を内容とする密集住宅市街地整備促進事業の拡充が認められた。 【平成15年度予算額:密集住宅市街地整備促進事業費150億円(国費)】 都市再生住宅の入居対象者への「密集事業の整備計画区域内で行われる防災街区整備事業とそれに関連する公共施設整備により住宅等を失う者」の追加等を内容とする住宅市街地整備総合支援事業の拡充が認められた。 【平成15年度予算額:住宅市街地整備総合支援事業費673億円(国費)】 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律は平成15年6月5日に成立。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.14】

担当部局	港湾局
事前評価票の 施策等名	都市再生の推進に資する港湾施設整備に対する無利子貸付制度の創設
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が整備する公共施設に港湾施設を追加し、無利子貸付けを行うための予算要求を行った。（平成14年8月） 都市再生特別措置法の無利子貸付け対象施設に港湾施設を追加するための都市再生特別措置法の改正を含む港湾法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。（平成15年2月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。 平成15年2月民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進める必要があると判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生無利子貸付制度に港湾施設を追加する予算が認められた。 【平成15年度予算額：11億円の内数（国費）】 港湾法等の一部を改正する法律が成立した。（平成15年5月） 都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令を公布した。（平成15年5月）
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.15】

担当部局	鉄道局
事前評価票の 施策等名	ＩＣカード乗車券の導入・普及、相互利用化促進
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ＩＣカード乗車券の共通化・相互利用化に必要なシステムに係る経費の一部に対して、国が補助する補助制度を創設するため、予算要求を行った。（平成１４年８月） ・ ＩＣカード乗車券の共通化・相互利用化に必要なシステムに対して、税制上の特例制度を要望した。（平成１４年１２月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成１４年８月「国土交通省の重点施策」における「主要施策の展開」のうち「少子・高齢化への対応」に資する施策であるとして、早急に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄軌道事業者から構成される「ＩＣカードシステム共通化連絡会」を開催して、地域レベル又は全国レベルでの共通化を目指すため、各地域における動向を把握して情報の共有化を図り、また、事業者が共通化する際に手戻りやトラブルを生じないよう課題の整理などを行っている。 ・ 各地方運輸局において、各地域におけるＩＣカード乗車券の導入・共通化に関して検討会などを開催している。 ・ 関西圏におけるＩＣカード乗車券の共通化・相互利用化実施のための予算が認められた。これによって、阪急電鉄と京阪電鉄が１５年度末までにはＩＣカード乗車券を導入する予定であり、現在ＪＲ西日本との相互利用化についても検討中である。【平成１５年度予算額：１．２億円】 <p>【地方税（固定資産税）の特例措置（拡充・減税見込額１９百万円）】</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（事前評価）【No.16】

担当部局	自動車交通局
事前評価票の 施策等名	最適経路選択支援システムの構築
評価結果に基づく 措置	「最適経路選択支援システム」の構築・評価を行うための予算要求を行った。 (平成14年8月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	平成14年8月「国土交通省の重点施策」において、「主要施策の展開」「暮らし 快適な生活空間や交流促進等を通じた豊かな生活の実現」「移動空間や公共交通の利便性向上」に位置づけている施策であり、重点的に措置を講じることが適当と判断。 特に都市部における渋滞の緩和や自動車排出ガスによる大気汚染問題の解決を図るために、自家用車から公共交通機関へのシフトを図ることが喫緊の課題であり、早期に解決を図る必要があるため。
現状と今後の予定	上記システムの実施のための予算が認められた。 【15年度予算 103百万円】 15年度において名古屋地区を実験フィールドとしてシステムの実証実験を実施する予定。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.17】

担当部局	河川局、港湾局
事前評価票の 施策等名	観光振興に資する海岸事業の拡充
評価結果に基づく 措置	・「都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業」の新規制度 要求を行った（平成 14 年 8 月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年 8 月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち 「観光振興」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当 と判断。 ・平成 11 年に「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加し、海岸法を改正 したことに鑑み、国として積極的に海岸環境の保全や利用の推進に努めるよ う制度を構築する必要があると判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業」の新規創設 が認められた。（平成 15 年 4 月） ・景観や利用に配慮した離岸堤の潜堤、人工リーフ化等の海岸保全施設の改良 を実施するため、海岸環境整備事業の採択基準の改訂を行った。（平成 15 年 4 月）
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.18】

担当部局	航空局
事前評価票の 施策等名	航空機の運航の確実性向上に関する空港整備法の一部改正
評価結果に基づく 措置	照明施設等（航空灯火、無線施設用地等）の位置付けの変更、一定の照明施設等の整備を地方単独事業でできる（国は40%以内の補助が可能）ようにすることを内容とした「空港整備法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成15年2月）。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>交通政策審議会航空分科会答申（平成14年12月6日）において、「従来の量的拡大から、ハード・ソフトの組み合わせや既存空港の十分な活用を中心とする質的充実重点を移していく必要がある」とされた。</p> <p>「国土交通省の重点施策」（平成14年8月）における「国土交通行政の改革」のうちの「既存ストックの活用と適切な維持管理・更新の推進」、</p> <p>「主要施策の展開」のうちの「移動空間や公共交通の利便性向上」に沿うものである。</p> <p>以上を踏まえて判断した。</p>
現状と今後の予定	「空港整備法の一部を改正する法律」については平成15年5月9日に成立し、本法改正に伴う政省令改正とともに同年5月16日に公布・施行された。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.19】

担当部局	港湾局 海事局
事前評価票の 施策等名	スーパー中枢港湾(国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾)の 育成
評価結果に基づく 措置	スーパー中枢港湾育成に向けた具体措置等の検討に必要な経費を予算要求。 (平成14年8月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	スーパー中枢港湾の育成については、プログラム評価として行った「国際ハ ブ港湾のあり方」における検討内容等を交通政策審議会における議論に活用 し、同審議会港湾分科会の中間報告(平成14年7月)において提案された施 策であり、我が国の国際競争力の強化に係る重要性と緊急性から、育成に向 けた措置に早急に着手することが必要と判断。
現状と今後の予定	スーパー中枢港湾育成に向けた具体措置等の検討に必要な経費が認められた。 【平成15年度予算額：約80百万円(一般行政経費)】
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.20】

担当部局	港湾局民間活力推進室
事前評価票の 施策等名	公共荷捌き施設等整備事業に対する P F I 税制の拡充
評価結果に基づく 措置	・公共荷捌き施設等整備事業に対する不動産取得税の特例措置について税制改正要望を行った。(平成14年8月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年6月「基本方針2002」における「第4部 歳出の主要分野における構造改革 1. 社会資本整備のあり方について」の中で「(1) 国から地方へ、官から民へ」として P F I の推進があげられており、緊急的に措置を講じることが適当と判断。 ・平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「主要施策の展開」のうち「経済 民間が主導する経済の基盤強化」「円滑な人の交流と効率的な物流の実現」の中で「国際競争力の強化と国民生活の質の向上に資する海上物流サービスの提供」として「中枢・中核国際港湾の国際コンテナターミナルにおける P F I の導入による国際的なサービス水準の確保」があげられており、緊急的に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	・公共ふ頭における荷捌き施設等の整備に P F I の導入を推進するため、不動産取得税について課税標準を 1 / 2 とする特例措置が認められた。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.21】

担当部局	航空局
事前評価票の 施策等名	関西国際空港株式会社への補給金制度の創設
評価結果に基づく 措置	関空会社の安定的な経営基盤を確立し、有利子債務の各自な償還を期すため、平成15年度から補給金（90億円）を継続的に交付する制度を創設するための予算要求（改要求）を行った。（平成14年12月）
関連して講じた措置	<p>上記と同時に以下の措置を講ずることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の抜本的な経営改善 今後3年間を経営改善集中期間と位置付け、経費・人員の削減、需要喚起等を内容とする経営改善計画を平成14年度末までに策定する。 2. 需要喚起策 関空会社においては、関係地方公共団体及び民間と一体となって、一層の利用促進に引き続き取り組む。 3. 二期事業の取扱い 2007年を供用開始を目標として進められている二期事業については、予定通り用地造成を進めることとし、供用開始に必要な施設の整備については、今後の需要動向や会社の経営状況等を見つづける。 4. 政府保証の拡充 会社を巡る現下の厳しい経営・金融環境に鑑み、当面の資金調達の円滑化を図るため、短期の政府保証を付与。 （現行の政府保証（10年間）に加え） 【政府保証債（5年未満）： 1,749億円】
政策判断の理由	<p>平成14年12月に閣議決定された「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」の方針を踏まえ、会社の経営改善努力、地元自治体・民間と一体となった利用促進、二期事業の取扱い及び新たな補給金制度の創設と政府保証の拡充を行うこととしたもの。</p> <p>（参考） 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（抄） （平成14年12月17日閣議決定）</p> <p>関西国際空港株式会社については、現在の特殊会社としての経営形態を維持しつつ、将来の完全民営化に向けて、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善を進め、有利子債務の確実な償還を期すとともに、当面の資金調達の円滑化を図ることとする。</p>
現状と今後の予定	<p>新たな補給金制度の創設が認められた。</p> <p>【平成15年度予算額：90億円（国費）】</p>
その他特記事項	財務・国土交通大臣間合意（平成14年12月18日）

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.22】

担当部局	住宅局
事前評価票の 施策等名	新たな住宅資金供給システムの構築
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間住宅ローンを買取り、そのローンを担保に証券化を実施すること等を通じて民間の長期・固定金利の住宅ローンの供給支援を行う証券化支援制度を創設するための予算要求を行った。（平成14年8月） ・ 資産担保証券の発行量の拡大を通じ、住宅ローン債権の証券化市場の活性化を図るための予算要求を行った。（平成14年8月） ・ 住宅金融公庫の特別割増融資額を縮減するなど融資業務の重点化を図るための予算要求を行った。（平成14年8月） ・ 住宅ローン減税における所得税の特例措置の対象を、住宅金融公庫が住宅ローン債権を買取り証券化した住宅ローンにも適用する等の税制改正要望を行った。（平成14年8月） ・ 証券化支援制度を新たに導入するための住宅金融公庫法等の改正法案を国会に提出した。（平成15年2月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」及び「経済の活性化」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。 ・ 平成13年12月「特殊法人等整理合理化計画」において、公庫融資の段階的縮小と証券化支援事業の実施が位置づけられており、特殊法人改革の観点からも緊急に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券化支援制度を創設した。 【平成15年度証券化支援事業に係る戸数：1万戸】 ・ 住宅金融公庫法等の改正法が成立した。（平成15年6月）
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.23】

担当部局	都市・地域整備局
事前評価票の 施策等名	都市における緊急的な下水道整備支援制度の拡充
評価結果に基づく 措置	現行の緊急都市内浸水対策事業について、都市活動に広く影響を与える施設等（例えば鉄道、ヘリポート、放送局、緊急輸送道路、防災拠点等）がある地域で過去に重大な浸水被害を受けた地域について対象となるよう事業の拡充を要求した。（平成14年8月）
----- 関連して講じた措置	
政策判断の理由	・平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「都市再生」に資する施策、「主要政策の展開」のうち「安全 国土交通における高度な安全保障・防災の推進」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	・緊急都市内浸水対策事業の拡充は財務省平成15年度予算内示において認められた 【平成15年度予算額：下水道事業費 8,992億円（国費）の内数】
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.24】

担当部局	河川局、都市・地域整備局
事前評価票の 施策等名	都市部における浸水被害対策の総合的な推進に係る法制度の創設
評価結果に基づく 措置	都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可その他の措置を講ずるため、特定都市河川浸水被害対策法案を国会に提出した。（平成15年3月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>平成11年の福岡水害、平成12年の東海水害などに見られるよう、近年、集中豪雨による都市型水害が頻発しており、開発が進んだ都市部における流出抑制対策が急務となっているが、市街化の進展により、従来型の対策では限界が来ている。</p> <p>平成12年9月の東海豪雨では、新川をはじめ各地で破堤、浸水が発生し、東海道新幹線、地下鉄等の鉄道の長時間にわたる運転不能や、高速道路、幹線国道の通行止めにより流通網が麻痺した他、ガス、電気、電話といったライフラインの停止により多くの人々の生活に影響を及ぼした。</p> <p>これらを受け、社会資本整備審議会河川分科会答申「新しい時代における安全で美しい国土作りのための治水施策のあり方について」（平成15年2月）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な治水対策をより強力かつ幅広く進めるためにも、地元自治体における連携を強化する枠組みの検討を行っていくべきである。 ・ その際には、都市域の雨水対策や保水・雨水機能の確保の面から、都市計画行政、下水道行政、公園緑地行政等と適切に連携を図ることができるような工夫が必要である。 <p>等との指摘あり。</p> <p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会報告「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」（平成15年3月）において、講ずべき具体的な施策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水被害防除を目的とした下水道及び河川の計画及び管理に関する統合的な制度を整備 <p>等との指摘あり。</p>
現状と今後の予定	新法は平成15年6月に成立し、今後は、公布から一年を越えない範囲内で政令で定める施行日までの間に、政令、省令、指定基準、マニュアル等の整備を行うとともに、関係行政機関との調整、地方整備局、地方公共団体などに周知を図っていく予定。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.25】

担当部局	河川局
事前評価票の 施策等名	流域貯留浸透事業の拡充
評価結果に基づく 措置	流域貯留浸透事業のうち各戸貯留事業を拡充する予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>近年、集中豪雨による都市型水害が頻発しており、開発が進んだ都市部における流出抑制対策が急務となっている。しかし、流域対策を積極的に推進している総合治水特定河川においても調整池等の貯留浸透施設の容量確保の目標達成率は、総合治水対策が始まってから20年を経てなお53%にとどまっている（国土交通省調べ）。</p> <p>各戸貯留は建物建替え時に行うことが住民の理解を得やすいことから、建物建替時を的確に捉えることができる機動性のある市町村に対して促進策を講ずる必要がある。</p> <p>河川審議会の中間答申「流域での対応を含む効果的な治水のあり方について」（平成12年12月19日）においても、「貯留施設等の機能の担保として、貯留施設等の適正な設置、運用について推進すべき」との指摘あり。</p>
現状と今後の予定	<p>流域貯留浸透事業を拡充し、都道府県が、総合治水対策特定河川の流域において、各戸貯留施設の設置事業に要する費用の3分の2に相当する額を交付して、市町村に当該事業の実施を委ねることが認められた。</p> <p>【平成15年度予算額：河川事業費 5,306億円（国費）の内数】</p> <p>平成15年度4月より当該拡充内容を流域貯留浸透事業実施要領に定めて実施。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.26】

担当部局	河川局
事前評価票の 施策等名	災害関連事業の拡充
評価結果に基づく 措置	・災害関連事業における地域関連の工種要件として、現行の河川、砂防、道路、橋梁の各工事箇所に加え、海岸工事箇所を追加する制度拡充要求を行った。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年8月「国土交通省重点施策」における「主要施策の展開」のうち、「安全 国土交通における高度な安全保障・防災の推進」に該当する施策として重視。 ・海岸工事について接近する河川等の工事と一体として、面的整備の観点も踏まえた再度災害防止のための対策を講じることが必要と判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・制度拡充が認められた。 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正について、平成15年4月1日付通知（平成15年4月1日施行）。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.27】

担当部局	河川局
事前評価票の 施策等名	火山噴火警戒避難対策事業の拡充
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> 火山監視、火山監視情報の提供および緊急対策用資材の備蓄を行う拠点として市町村が整備する火山防災ステーションにおいて、火山監視用に必要な機器の設置等を内容とする火山噴火警戒避難対策事業を拡充するための予算要求を行った（平成 14 年 8 月）
----- 関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年 8 月「国土交通省の重点施策」における「 . 主要施策の展開」のうち「安全 国土交通における高度な安全保障・防災の推進」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断 近年の火山活動の活発化に伴い、特に全国の活火山のうち文部省測地学審議会等において影響が大きいと判断されている 29 火山において、火山噴火対策の充実が強く求められている。 火山噴火時及び噴火直後には、必要資材をあらかじめ確保・備蓄しておくことにより、対策の初動時に大きな効果を上げることができる。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 火山噴火警戒避難対策事業の拡充が認められた。 平成 15 年度 4 月より当該拡充内容を火山噴火警戒避難対策事業実施要領に定めて実施。 <p>【平成 15 年度予算の火山噴火警戒避難対策事業費 7.66 億円（国費）の内数】</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.28】

担当部局	住宅局
事前評価票の 施策等名	建築物の耐震化の促進のための制度の拡充
評価結果に基づく 措置	耐震型優良建築物等整備事業において、内容を拡充するための予算要求を行った（平成14年8月）。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「当面する課題」のうち「安全 国土交通における高度な安全保障・防災の推進」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	耐震型優良建築物等整備事業において、次の内容の拡充が認められた。 <ul style="list-style-type: none"> ・テナントや賃借人と区分所有者の合計が10名以上の建築物に対する耐震診断等設計計画費を補助対象に追加する。 ・本事業の補助対象となる地域を拡大し、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域を追加する。 【平成15年度予算額：住宅市街地整備総合支援事業費667億円（国費）の内数】
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.29】

担当部局	気象庁
事前評価票の 施策等名	大規模自然災害に備えた初動・危機管理対応の強化
評価結果に基づく 措置	<p>官邸等の初動体制の迅速な立ち上げを支援するためのナウキャスト防災気象情報の開発、この情報等を官邸や内閣府をはじめとした防災関係省庁等への迅速・確実に提供するための環境整備に必要な予算要求を行った。 (平成14年8月)</p>
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>省全体の戦略的・重点の方針に沿って判断 平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「 .主要施策の展開」の「安全 国土交通における高度な安全保障・防災の推進」に沿い、リアルタイムで詳細な気象等に関する予測情報の迅速な作成・提供と情報の共有化により、官邸・防災関係省庁の初動・危機管理対応の強化が図られ、大規模自然災害に係る被害の軽減に資すると判断。</p> <p>政府全体の基本的方針に沿う 「平成15年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について1 . (1)[1]」に沿い、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、重点的に推進すべきとされている新重点4分野の一つ「人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT」該当施策として重点化して要求。</p>
現状と今後の予定	<p>ナウキャスト防災気象情報の開発・提供を行うためのリアルタイム情報提供システムの整備等に要する予算が認められた。 【平成15年度予算5.6億円】</p> <p>平成15年度において、観測直後から10分間隔で1時間先までの雨量等を予測するナウキャスト防災気象情報の開発を行なう予定。</p> <p>平成15年度において、最新のIT技術を用いてナウキャスト防災気象情報をはじめ気象庁が有する各種の防災気象情報を迅速・確実に提供するためのリアルタイム情報提供システム等の環境整備を行なう予定。</p> <p>平成16年度から、官邸をはじめとした防災関係省庁に対しての情報提供を開始する予定。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.30】

担当部局	航空局
事前評価票の 施策等名	航空機内における安全阻害行為等の禁止・処罰規定の創設
評価結果に基づく 措置	航空機内における安全阻害行為等の禁止・処罰規定の創設等を内容とする 「航空法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成15年3月）。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>近年、トイレにおける喫煙等航空機内における安全阻害行為等が急増しており、行為者を降機させるために地上滑走中の引返しを強いられるなど、悪質かつ重大な事象も増加しているため、各航空会社においては、「機内迷惑行為防止に関する行動指針」（航空局長から各航空会社あて通達）に基づいて対策を実施し、現行法上できる限り安全阻害行為等の防止に努めたが、安全阻害行為等は後を絶たない状況である。</p> <p>航空機内における安全阻害行為等は、航空の安全に支障を生じさせるおそれがあることから早急に抑止することが必要であるため、同行為の禁止・処罰規定の創設が必要であると判断した。</p>
現状と今後の予定	「航空法の一部を改正する法律」については、平成15年7月11日に成立した。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.31】

担当部局	気象庁
事前評価票の 施策等名	黄砂に関する情報提供の開始
評価結果に基づく 措置	国民の安全かつ快適な生活及び社会活動の確保を目的に、大陸から飛来する黄砂の実況、予測に関する情報を国民等に提供するための機器類の整備等に必要な予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>社会経済情勢等からの緊急性があると判断 平成14年の春には、我が国における黄砂観測回数がこれまでの最高を記録するなど、近年、黄砂の飛来の頻度が急増し、一般の生活等への影響が発生している。このため、黄砂の飛来に関する実況、予測情報の提供など、黄砂問題に対する取組みの強化が、国内外ともに求められている。</p> <p>省全体の戦略的・重点の方針に沿って判断 14年8月「国土交通省の重点施策」における「主要施策の展開「環境地球環境から身近な生活環境までの保全・創造」に沿って、情報の発信を行う。</p>
現状と今後の予定	<p>黄砂の実況及び予測に関する情報を作成し提供するためのシステム整備等に要する予算が認められた。【平成15年度予算額：3百万円】</p> <p>黄砂の移動、拡散を精度良く予測できるモデルの開発を行い、15年度黄砂期（16年春期）より黄砂の飛来に関する実況・予測についての情報の提供を開始する。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.32】

担当部局	海上保安庁
事前評価票の 施策等名	不審船事案・テロ事案対処のための体制の強化
評価結果に基づく 措置	不審船事案・テロ事案への対応能力の強化を図るための予算要求、組織定員要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>平成13年9月に発生した米国同時多発テロ事件、平成13年12月に発生した九州南西海域不審船事案を踏まえ、政府としては、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進めるため、政府全体で我が国の緊急事態対処の見直しを行うこととなり（平成14年4月16日内閣総理大臣談話、内閣官房長官談話）九州南西沖不審船事案を踏まえた検証結果（平成14年4月5日）生物化学テロ関係閣僚会議決定（平成13年11月8日）等の政府方針に基づき、運用面、装備面の充実を中心とした施策を緊急に実施していくことが必要となった。</p> <p>このため、平成14年8月の「国土交通省の重点施策」の「当面する課題への対応」に掲げられた「領海警備・国際協調の下での交通保安の強化」において、「不審船対策、テロ対策の強化」を位置付け、緊急的に措置を講じることが適当と判断した。</p>
現状と今後の予定	<p>高速高機能巡視船の整備のための予算が認められた。 【平成15年度予算額：10、661百万円（国費）】</p> <p>巡視船・ヘリコプターの防弾対策、武器の高機能化、赤外線捜索監視装置、高性能レーダー、昼間信号装置等の装置の整備のための予算が認められた。 【平成15年度予算額：3、090百万円（国費）】</p> <p>救護士、不審船舶対策官の設置、テロ対応特殊部隊の増員等が認められた。</p> <p>引き続き不審船事案・テロ事案対処のための体制の強化を実施し、改正SOLAS条約の国内法制化に伴う、必要な体制整備を行う予定。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.33】

担当部局	官庁営繕部
事前評価票の 施策等名	官庁施設の適正な保全の実施に関する制度の創設
評価結果に基づく 措置	国家機関の建築物等（以下「官庁施設」という。）の保全の適正化を図るため、各省各庁が実施すべき保全の業務等を明確にするための制度の創設作業中。（平成15年度予定）
関連して講じた措置	上記内容を含む保全に対する支援の充実を図るためのITを活用した「保全業務支援システム」等の構築を作業中。（平成15年度中） 保全の長期計画の作成、履歴等を記録した台帳整備等の実施要領の制定を作業中。（平成15年度制定予定）
政策判断の理由	平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「国土交通行政の改革」のうち、「既存ストックの活用と適切な維持管理・更新の推進」に資する施策であるため、早急に対応することが適当と判断。
現状と今後の予定	平成15年度中に、保全計画の作成、点検、台帳整備、評価等の業務基準を整備する予定。 制度の普及を促進するため、平成15年度中に保全業務支援システムの構築を行い、保全に関する情報のデータベース等を整備することにより、保全のマネジメントサイクルの確立を図る。
その他特記事項	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（平成14年6月閣議決定）において、「既存ストックの有効活用」について具体的な取り組みを進めるとしている。 社会資本整備審議会答申「官庁施設のストックの有効活用のための保全の指導のあり方」（平成14年3月）において、保全の目的・意義、保全の業務内容等、保全の適正化・効率化のために必須である基本的事項を明確にする必要があると指摘されている。

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.34】

<p>担当部局</p>	<p>総合政策局、自動車交通局</p>
<p>事前評価票の 施策等名</p>	<p>自動車税のグリーン化及び自動車取得税の軽減措置の拡充</p>
<p>評価結果に基づく 措置</p>	<p>自動車税のグリーン化及び自動車取得税の軽減措置を延長にあわせて、軽減措置の対象として低燃費かつ低排出ガスと認定された「LPG自動車」を新たに追加するとともに、「燃料電池自動車」及び「低PM認定車」に係る特例措置を拡充するための税制改正要望を行った。（平成14年8月）</p>
<p>関連して講じた措置</p>	<p>上記と同時に、車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車であって、粒子状物質（PM）の排出量が平成15年規制75%低減レベル以下等の基準に適合しているものについて認定する低排出ガス車認定制度（低PM認定制度）を創設した。（平成14年7月）</p>
<p>政策判断の理由</p>	<p>地球環境保全への取り組みとして、京都議定書により求められている我が国の二酸化炭素削減目標を達成するためには、2010年において温室効果ガスの排出について運輸部門において約4600万トン（二酸化炭素換算）の削減が必要である。（出典：地球温暖化対策推進大綱）</p> <p>自動車NOx・PM法が成立したことなど、自動車に起因する環境問題に対する取り組みは着実に進められているが、大都市部における大気環境基準の達成率は、NOxで6割、PMで3割であり（出典：平成13年度大気汚染状況について（環境省記者発表資料））、これらの地域における大気汚染問題は依然として深刻な状況にある。また、尼崎公害訴訟等の大気汚染公害訴訟の和解において国としてNOx・PM対策を行うこととされている等喫緊の対応が求められている。</p> <p>CO2、NOx・PMの排出量抑制のため走行量を規制し、車両の大型化を抑制する規制措置やディスインセンティブ付与を講じることは、国民生活や経済活動への悪影響が懸念される。このことから、自動車交通の利便性を維持しつつ、環境負荷の小さい自動車の早期実用化・普及をより一層推進することで単位あたりのCO2、NOx・PM排出量の削減を図ることが重要である。その際には環境と経済の両立を図るために、直接的な規制措置は極力避け、税制特例措置によるインセンティブ付与によることが適切である。</p>
<p>現状と今後の予定</p>	<p>平成15年度より、自動車税のグリーン化及び自動車取得税の軽減措置について、軽減対象を超-低排出ガスかつ低燃費車だけに重点化し、また、軽減措置の対象として「LPG自動車」を新たに追加するほか、「燃料電池自動車」及び「低PM認定車」に係る所要の特例措置を拡充した。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p></p>

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.35】

担当部局	自動車交通局
事前評価票の 施策等名	燃料電池自動車に係る保安基準等の策定による実用化・普及の促進
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車について、平成17年度からの普及に向けて車両の安全・環境に関する基準等を検討する「燃料電池自動車実用化促進プロジェクト」を推進するための予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月総理大臣・国土交通大臣等の「燃料電池自動車市販第一号車の政府率先導入について」において、2005年度を目途に、燃料電池自動車の安全性等の確保を図るために必要となる基準を整備するよう指示があった。 副大臣会議燃料電池プロジェクトチーム報告書において、2005年度を目処に燃料電池自動車の型式指定が可能となるよう保安基準の整備を行うべきであるとの提言がなされた。 以上により、早急に措置すべきと判断した。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車の保安基準等の策定に係る予算が認められた。 【平成15年度予算額：3.5億円（国費）】 独立行政法人交通安全環境研究所に対し、衝突試験・耐水試験・燃焼試験・公道走行試験などの各種試験及び得られた試験結果等に基づく保安基準、審査方法案の検討を委託し、その検討結果を基に保安基準、審査方法を策定する。なお、平成16年度中に保安基準、審査方法について整備する予定。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.36】

担当部局	海事局
事前評価票の 施策等名	船舶共有建造業務を活用した物流効率化等の国内海運政策の実現に資する船舶の建造促進
評価結果に基づく 措置	政策課題に対応した船舶の建造の促進を図るため、既共有船のうち高金利船に係る支払利息の負担軽減に必要な資金を運輸施設整備事業団に対して補給するための予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	平成14年8月の「国土交通省の重点施策」中「構造改革を通じた産業基盤強化 所管産業の再編・効率性の向上を通じた競争力の強化 」において、物流コストの低減を図りつつ安全で環境にやさしい内航海運を構築するため、次世代内航海運ビジョンに基づき船舶共有建造を活用することとしており、緊急的に措置を講ずることが適当であると判断した。
現状と今後の予定	既共有船のうち高金利船に係る支払利息の負担軽減に必要な資金を事業団に対して補給するための予算が認められた。 【平成15年度予算額：1.82億円】
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.37】

担当部局	政策統括官（物流）
事前評価票の 施策等名	物流の環境負荷低減に向けた支援制度の構築(環境負荷の小さい物流体系の構築)
評価結果に基づく 措置	・荷主・物流事業者等が策定した環境負荷低減に資する実証実験実施計画の中で特に CO2 排出効果が高いと考えられるものについて国が一部を負担することを内容とする「幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験」への支援制度を拡充するための予算要求を行った。(平成14年8月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月閣議決定）で、物流分野においてモーダルシフト等により2010年までに440万トン削減することとされており、喫緊に取り組む課題となっていると判断。 ・「経済活性化戦略」（平成14年6月閣議決定）の中で環境負荷低減型物流への転換を進めることとされている。この戦略は早急な効果が求められるものであるため、喫緊に推進する必要があると判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・上記実証実験への支援制度の拡充が認められた。（「環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた実証実験」） <p style="text-align: center;">【平成15年度予算額：318百万円（国費）】</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.38】

担当部局	自動車交通局
事前評価票の 施策等名	低公害車普及促進対策費補助制度の拡充 (ディーゼル微粒子除去装置の導入関係)
評価結果に基づく 措置	平成15年度に向けて、自動車NOx・PM法の対策地域内を走行する大型ディーゼル車を保有する者であって、ディーゼル微粒子除去装置(DPF・酸化触媒)を一定基数装着しようとする場合に、地方公共団体等と協調して、当該装置装着費用の一部を補助するための予算要求した。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>大都市部におけるPM排出の43%はディーゼル車から排出されているなか、大都市部における大気環境基準の達成率は、平成13年度においては、51.2%と依然低い状況にある。</p> <p>自動車NOx・PM法をはじめ、自動車に起因する環境問題に対する取り組みは着実に進められているが、大都市部における大気環境基準の達成率は著しく低く、これらの地域における大気汚染問題は依然として深刻な状況にある。また、尼崎公害訴訟における大気汚染問題の和解や東京大気汚染公害訴訟の判決等、国としてNOx・PMに対する喫緊の対応が求められている。</p> <p>一方、PMの排出量抑制のため走行量の規制や車両の大型化を抑制する規制措置のみを講じることは、国民生活や経済活動へ悪影響が懸念される。</p> <p>このことから、自動車交通の利便性を維持しつつ、環境負荷も軽減させるという環境と経済の両立を図る観点、また、平成14年度の導入実績から、ディーゼル微粒子除去装置(DPF・酸化触媒)の導入に対する政策的なインセンティブを付与することは、PM対策に有効な手段であることは明らかであり、より一層の導入促進を図るため、補助制度の拡充が必要であると判断した。</p>
現状と今後の予定	<p>低公害車普及促進対策費補助制度の拡充に伴う予算が認められた。</p> <p>【平成15年度予算額：65億円(国費)のうち、道路特定財源の一部を活用した、ディーゼル微粒子除去装置装着に対する補助40億円(国費)】</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.39】

担当部局	自動車交通局
事前評価票の 施策等名	観光地における低公害バスの導入補助の実施(低公害車普及促進対策費補助制度の拡充)
評価結果に基づく 措置	国立公園等の観光地における低公害バスの導入を促進するため、既存の低公害車普及促進対策費補助金の補助対象に、観光地における低公害バスの導入を追加するとともに、補助対象車両に低PM認定車を追加した上で予算要求を行った。(平成14年8月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	平成15年度国土交通省重点施策において、 ・低公害車導入への助成等自動車単体対策を位置付けている。 「経済財政運営と構造改革の基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)において、観光産業の活性化が位置付けられている。 「観光振興に関する副大臣会議報告書」(平成14年7月4日)において、国民のニーズの多様化に応えられる、地域の多様な資源を活用した観光交流の空間づくりの推進が提言されている。 以上のことから、自然環境・観光資源を保全し、美しく快適な観光交流空間の形成による観光産業の振興を図るため、観光地における低公害バスの導入補助の実施が必要であると判断した。
現状と今後の予定	低公害車普及促進対策費補助制度の拡充が認められた。 【平成15年度予算額：25億円(国費)の内数】
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.40】

担当部局	海上保安庁
事前評価票の 施策等名	海色監視衛星データ処理システムの構築
評価結果に基づく 措置	人工衛星「みどり」を利用して赤潮等の挙動を常時監視するシステムの整備を行うための予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	千葉灯標にモニタリングポストを設置し、東京湾奥部における水質データをリアルタイムに計測できるシステムを整備した。（平成15年3月）
政策判断の理由	<p>内閣官房都市再生本部において、平成13年12月に都市再生プロジェクト（第3次）として「大都市圏における都市環境のインフラの再生」が決定され、その中で、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図ることとし、まず先行的に東京湾について、関係省庁等が連帯して、その水質改善のための行動計画を策定し、その効果的かつ効率的な推進を図ることとされた。</p> <p>このため、海上保安庁では、国土交通省を事務局として設置された「東京湾再生推進会議」において、具体的な施策をとりまとめた中間報告に基づき、東京湾奥部における水質モニタリングの強化を図るとともに、人工衛星を活用した赤潮等の監視体制の整備を優先的に行うこととした。</p>
現状と今後の予定	<p>海色監視衛星データ処理システムの整備のための予算が認められた。 【平成15年度予算額：17百万円（国費）】。 平成15年10月までにシステムを整備し、試験運用する予定。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.41】

担当部局	自動車交通局
事前評価票の 施策等名	自動車保有関係手続のワンストップサービス制度の構築
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発、整備の推進、実際の運用と併用した試験運用を実施するための予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザインを策定した。（平成14年8月） ・自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム要件定義を策定した。（平成15年4月）
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ e - Japan 重点計画「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画」の4.「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」の中で「自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、概ね2005年を目標に稼働開始を目指す」とあり、新たな制度が必要であると判断した。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発・試験運用実施のための予算が認められた。 【平成15年予算額 4億円】 ・平成15年度においてシステム開発・試験運用を実施する予定。 ・平成16年度において試験運用の対象地域を拡大して実施する予定。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.42】

担当部局	港湾局
事前評価票の 施策等名	港湾諸手続の電子情報処理システム（港湾 EDI システム）の設置及び管理に係る制度の創設
評価結果に基づく 措置	港湾 EDI システムの設置及び管理に係る制度を新たに導入するための港湾法改正法案を国会に提出した。（平成 15 年 2 月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	「新総合物流施策大綱」において、『このため、輸出入及び港湾諸手続に関する電子化（ペーパーレス化）を平成 15 年度までに実施し、引き続き、できる限り早期に、ワンストップサービス化を完了する。』とされており、港湾管理者が行う手続きの電子化を早急に行うためには、標記施策を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	港湾法等の一部を改正する法律案が成立した。（平成 15 年 5 月） 港湾 EDI システムの設置及び管理の運用を開始。（平成 15 年 6 月） ワンストップサービスの供用開始。（15 年 7 月中予定）
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.43】

担当部局	総合政策局
事前評価票の 施策等名	ビジット・ジャパン・キャンペーンの実施
評価結果に基づく 措置	ビジット・ジャパン・キャンペーンを実施するための予算要求を行った。 (平成14年8月)
関連して講じた措置	グローバル観光戦略を取りまとめた。(平成14年12月)
政策判断の理由	<p>平成14年6月閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」中、「国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際PRや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地作りを推進する。」とされたことから、訪日外国人旅行者を増加させるための施策を行うことが適当と判断。</p> <p>観光振興に関する副大臣報告書(平成14年7月)の提言2の2.に「～我が国の文化・観光魅力の宣伝、情報提供、外客誘致活動は、諸外国と比較して不十分であり、かつ、見劣りがすることから、国が中心となって、効果的な外国マスメディアの活用等、量、質の面で飛躍的に強化する。」とされたため、措置を行うことが必要と判断。</p> <p>平成14年11月「改革加速プログラム」における「創業・新規開業の支援等(新産業育成)」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。</p>
現状と今後の予定	<p>ビジット・ジャパン・キャンペーン実施のための予算が認められた。</p> <p>【平成14年度補正予算額：2.5億円(地方振興対策調査費)】</p> <p>【平成15年度予算額：20億円(地方振興対策調査費)】</p>
その他特記事項	観光立国懇談会報告書(平成15年4月24日)

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.44】

担当部局	総合政策局
事前評価票の 施策等名	外客受入に係る重点地域整備促進事業及び人材育成事業の実施
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> 外国人旅行者が円滑かつ快適に旅行できるよう、言語面の対応を軸とした総合的受入体制を整備するため、受入整備状況の診断及び改善方策の取りまとめのための予算要求を行った。（平成14年8月） 外国人観光客の接客能力に長ける人材育成を内容とする研修実施等のための予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> グローバル観光戦略を取りまとめた。（平成14年12月）
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年6月閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」中、観光産業の活性化・休暇の長期連続化において、「国土交通省は、平成14年度から観光地の魅力度の分析、診断、公表の仕組みを構築することにより、観光地の地域間競争を促進させ、地域自らの努力を喚起し、地域独自の取り組みを促す」とされたため、緊急的に外国人旅行者の受入体制の整備を行うことが必要と判断。 平成14年11月「改革加速プログラム」における「創業・新規開業の支援等（新産業育成）」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断。
現状と今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 外客受入に係る重点地域整備促進事業実施のための予算が認められた。 【平成14年度補正予算額：1104万円（地方振興対策調査費）】 【平成15年度予算額：1000万円（地方振興対策調査費）】 訪日外国人対応マニュアルの作成、宿泊事業者に対する研修実施のための補正予算が認められた。 【平成14年度補正予算額：1014万円（地方振興対策調査費）】 外国人観光客の接客能力に長ける人材育成のための研修等実施のための予算が認められた。 【平成15年度予算額：1000万円（地方振興対策調査費）】
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 観光立国懇談会報告書（平成15年4月24日）

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.45】

担当部局	総合政策局
事前評価票の 施策等名	公共事業関係長期計画の一本化
評価結果に基づく 措置	<p>これまでの事業分野別の長期計画を一本化し、社会資本整備重点計画の策定等の措置を通じて横断的な取組みや事業関連携のさらなる強化を図る社会資本整備重点計画法を国会に提出した。（平成15年2月4日閣議決定）</p> <p>上記の社会資本整備重点計画法に併せ、従来の事業分野別計画の根拠法である6本の緊急措置法の原則廃止等について定めた社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出した。（平成15年2月4日閣議決定）</p>
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>平成13年6月、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改善に関するの基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）において、公共事業関係の長期計画について、各計画の必要性も含め見直し、各計画の目標についてはアウトカム目標を重視し、異なる分野の計画間の整合性を確保する等の方向性が示された。</p> <p>さらに、平成14年11月、「平成15年度予算編成の基本方針」において、平成14、15年度を期限とする9本の国土交通関係の公共事業関係計画については、計画策定の重点を従来の「事業量」から達成される成果（アウトカム目標）に変更すると同時に、原則として事業費総額を計画内容としない等、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進するとともに一本化し、現行の緊急措置法に基づく体系を見直し、必要な法整備を行う、こととされた。</p> <p>これらを踏まえ、公共事業関係長期計画制度について、横断的な取組みや事業間連携を強化しつつ、事業の重点的、効果的かつ効率的な推進を図るものへと見直すことが必要と判断。</p>
現状と今後の予定	<p>社会資本整備重点計画法公布（平成15年3月31日）及び施行（平成15年4月1日）。</p> <p>社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布（平成15年3月31日）及び施行（平成15年4月1日）。</p> <p>社会資本整備重点計画については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年5月に社会資本整備審議会総会及び交通政策審議会総会合同会議を開催し、計画骨子案の審議、審議の進め方を決定 ・今後、平成15年夏頃を目途に都道府県・国民への意見聴取を行い、同年秋頃を目途に閣議決定を行う予定。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.46】

担当部局	道路局
事前評価票の 施策等名	道路整備費の財源の確保等に関する道路整備緊急措置法の改正
評価結果に基づく 措置	<p>道路整備緊急措置法の改正案（社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案において措置）を国会に提出した（平成15年2月）。</p> <p>道路整備緊急措置法施行令について、この政令の題名を道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令に改めるとともに、道路整備費の財源等の特例に関する法律第2条の政令で定める事業に、自動車への粒子状物質の排出を抑制する装置の装着に対して助成を行う事業、有料道路の料金の自動収受システムの高度化に関する調査を行う事業を規定した。（平成15年3月）</p>
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「既存制度の見直し」において、納税者の理解が得られる範囲で道路特定財源の用途の多様化を図ることとしている。 また与党3党「平成15年度税制改正大綱」（平成14年12月）においては、「道路特定財源は、受益者負担の原則により、自動車利用者等に負担を求めている」として、「納税者である自動車利用者の理解・納得を得るべく、道路整備に充てることを原則とする」とされている。 さらに、経済財政諮問会議では「道路特定財源については、受益と負担の観点から納税者の理解・納得を得つつ、環境や都市交通への活用等用途の多様化を検討する」（平成15年度予算の基本答申）とされている。
現状と今後の予定	社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立（平成15年3月28日）し、施行（同年4月1日）された。
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.47】

担当部局	道路局
事前評価票の 施策等名	直轄事業による新たな高速道路整備方式の導入等に関する高速自動車国道法等の改正
評価結果に基づく 措置	(1) 高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案を国会に提出した。(平成15年2月) (2) 直轄方式による高速自動車国道建設費を予算要求。(平成15年12月)
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>平成14年12月「道路関係四公団の民営化について」政府・与党協議会申し合わせにおいて、平成15年度予算に関連する事項として決定されており、緊急的に措置を講じることが適当と判断。</p> <p>「道路関係四公団の民営化について」政府・与党協議会申し合わせ(平成14年12月12日)(抄)</p> <p>2. 平成15年度予算に関連する事項 新直轄方式の導入</p> <p>新会社による整備の補完措置として、必要な高速道路を建設するため、国と地方の負担(国:地方=3:1)による新たな直轄事業を導入する。</p> <p>この直轄による整備は、できる限り少ない財政負担で高速道路ネットワークを整備する観点から、1. のコスト縮減や新会社による投資可能額を踏まえ、約3兆円を現時点での目安とし、今後の交通需要、金利動向等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。また、対象とする路線は、料金収入により管理費を賄えない区間など、新会社による整備・管理が難しいと見込まれる路線・区間とする。</p>
現状と今後の予定	<p>(1) 高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律が成立(平成15年4月25日)し、施行(同年5月12日)された。</p> <p>(2) また、平成15年度予算において、直轄方式による高速自動車国道建設費として、事業費1,323億円(国費1,000億円)を計上した。</p> <p>なお、具体的に、直轄方式で整備する個別の路線・区間は、今後、国土交通省において、整備効果、交通量の見直し、収支見通し等を精査して、関係地方公共団体の意見も聴取し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て決定する予定。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.48】

担当部局	道路局
事前評価票の 施策等名	本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置の実施
評価結果に基づく 措置	<p>(1) 本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を国会に提出した。(平成15年2月)</p> <p>(2) 本州四国連絡橋公団の債務の一部(約1.34兆円)を一般会計に承継することを前提として、平成15年度予算において約2245億円を要求。(平成15年12月)</p>
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>平成14年12月「道路関係四公団の民営化について」政府・与党協議会申し合わせにおいて、平成15年度予算に関連する事項として決定されており、緊急的に措置を講じることが適当と判断。</p> <p>「道路関係四公団の民営化について」政府・与党協議会申し合わせ(平成14年12月12日)(抄)</p> <p>2.平成15年度予算に関連する事項 本州四国連絡橋公団の債務処理等 有利子債務の一部(約1.3兆円)を切り離し、国の道路特定財源により早期に処理するとともに、国及び地方による出資の期間を平成34年度まで10年間延長することにより、将来における国民負担の膨張を避けるとともに、現行料金の引上げを前提とせず本四架橋として自立的経営を可能なものとする。</p>
現状と今後の予定	<p>(1) 本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律が成立(平成15年4月25日)し、施行(同年5月12日)された。</p> <p>(2) また、本州四国連絡橋公団の債務の一部(約1.34兆円)を一般会計に承継することを前提として、平成15年度予算において約2245億円を計上した。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（政策アセスメント）【No.49】

担当部局	海上保安庁海洋情報部
事前評価票の 施策等名	大陸棚の限界画定に向けた海域精査及び関係省庁の連携体制の構築
評価結果に基づく 措置	平成11年度に策定された国連の「科学的・技術的ガイドライン」を充足する専門的で詳細な調査を行うための予算要求を行った。（平成14年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>国連海洋法条約に基づき200海里を超えて大陸棚を設定するためには、遅くとも平成21年までに証拠資料を「国連大陸棚の限界に関する委員会」に提出することとされている。</p> <p>我が国においては、拡張の可能性のある海域がこれまでの調査により65万平方キロにわたることが判明しており、平成21年までに提出期限に間に合わなかった場合は、我が国大陸棚の限界の拡張により確保することができる海底及び海底下の生物・鉱物・エネルギー資源を喪失することとなる。</p> <p>このため、平成14年8月「国土交通省の重点施策」における「主要施策の展開」のうち「経済・民間が主導する経済の基盤強化」に資する施策であるとして、緊急的に措置を講じることが適当と判断した。</p>
現状と今後の予定	<p>大陸棚の限界画定のための調査が予算として認められた。</p> <p>【平成15年度予算額：224百万円（国費）】</p>
その他特記事項	平成14年6月、内閣に「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」が設置された。